

第9回農業委員会総会(令和6年12月20日)HP用

事務局	(渡邊 達也) おはようございます。本日、高久会長と阿久津事務局長が体調不良のため、お休みを頂いております。ですので、本日の進行につきましては、林会長職務代理の方で進めさせていただきますので、宜しくお願い致します。 只今の出席委員は11名で定足数に達しておりますので只今から令和6年度第9回農業委員会総会を開会致します。 それでは林会長職務代理よりご挨拶を申し上げます。
議長	(林 武信) 皆さんこんにちは。本日はいま説明がありましたように、会長より体調不良で出席できない為代理を仰せつかりましたのでお引き受けいたしました。 朝晩寒くなりまして、連日乾燥注意報が出されており、インフルエンザ、コロナ、通常の風邪も流行っております。役場職員もかなりの方が感染されているということで、皆様におきましても十分ご留意されて頂きたいと思っております。 それでは、今年最後の総会となりますが慎重審議でお願いします。以上です。
事務局	(渡邊 達也) ありがとうございました。 続きまして農業委員会憲章の朗読を行いますのでご起立をお願い致します。 前段につきましては、会長職務代理より朗読をいただき、後段につきましては委員の皆様の合唱をお願い致します。 (憲 章 朗 読)
事務局	(渡邊 達也) ありがとうございました。ご着席願います。 ここからの進行につきましては、林会長職務代理にお願いしたいと思います。宜しくお願い致します。
議長	(林 武信) それでは、議事に入る前に「議事録署名人の選任」を行います。議事録署名人は、議席順となっておりますので本職よりご指名を致します。 11番・渡邊文夫委員、1番・磯由起子委員の2名をご指名致します。 それでは、これより審議に入ります。それぞれの案件につきましては、担当委員に調査をお願いしておりますので随時調査の報告をお願い致します。 —議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について—
議長	(林 武信) 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題と致します。 事務局より説明願います。

事務局	(渡邊 達也) 2頁をお開き下さい。 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請」につきましては、1番から5番の5件でございます。 これらの申請は農地法第3条第2項各号に該当しない為、許可要件を満たしていると考えます。 よろしくご審議のほどお願い致します。
議長	(林 武信) 事務局の説明が終わりましたので、これより審議に入ります。 「農地法第3条の規定による許可申請の1番」について、担当委員の薄井久志委員、調査の報告をお願いします。
3	(薄井 久志) 議案第1号番号1についての報告を申し上げます。 (譲渡人)伊王野〇〇 Aさん (譲受人)伊王野〇〇 Bさん 土地の所在・地目・面積は記載の通り間違いございません。 権利移転・設定の事由:(譲渡人)自身での耕作が困難な為、譲り渡す (譲受人)現在も管理耕作している申請地について、譲り受ける 売買による所有権移転 総額 ××円 取得者の経営状況は、記載の通りでございます。 総合意見: 譲渡人は数年前に大病を患い、自身での耕作が困難な為、現在、耕作している譲受人へ渡すことで荒廃せず、譲受人は規模拡大が出来、好ましい申請と見て参りました。以上報告いたします。
議長	(林 武信) 調査委員の磯由起子委員、ご意見がございましたらお伺い致します。
1	(磯 由紀子) 担当委員の意見に同意致します。特に補足説明はございません。以上です。
議長	(林 武信) 担当委員の調査報告および調査委員の意見がおわりましたので質疑に入ります。 ご質問等ございませんか。
全員	—質問なし—
議長	(林 武信) 質問なしのお声がありますのでお諮り致します。 「農地法第3条の規定による許可申請の1番」について、許可する事にご異議ございませんか。
全員	—異議なし—

議長	(林 武信) 次に2番について、担当委員の薄井久委員、調査の報告をお願いします。
3	(薄井 久志) 議案第1号番号2について調査の報告を申し上げます。 (譲渡人) 東岩崎〇〇 Cさん (譲受人) 芦野〇〇 Dさん 土地の所在・地目・面積は記載の通り間違いございません。 権利移転・設定の事由:(譲渡人)後継者がいない為、耕作管理してくれる譲受人に譲り渡す (譲受人)耕作管理している農地が隣接しており、利便性が高い 申請地を譲り受ける 売買による所有権移転 総額 ××円 取得者の経営状況は、記載の通りでございます。 総合意見: 譲渡人は一人暮らしをされており、後継者がいないため、現在耕作してくれている譲受人に譲渡す事で荒廃せず、また、譲受人は農地が隣接していて利便性が高く規模拡大が図れることから好ましい案件であると見て参りました。以上報告いたします。
議長	(林 武信) 調査委員の磯由起子委員、ご意見がございましたらお伺いいたします。
1	(磯 由起子) 担当委員の意見に同意いたします。補足説明はございません。以上です。
議長	(林 武信) 担当委員の調査報告及び調査委員の意見が終わりましたので、質疑にはいります。 ご意見ご質問等ございませんか。
全員	—質問なし—
議長	(林 武信) 質問なしの声がありますのでお諮り致します。 「農地法第3条の規定による許可申請の2番」について、許可する事にご異議ございませんか。
全員	—異議なし—
議長	(林 武信) 異議なしと認め2番について許可する事に決定致します。 次に3番につきまして担当委員の磯由起子委員、調査の報告をお願いします。
1	(磯 由起子) 議案第1号番号3についての報告を申し上げます。 (譲渡人) 豊原乙〇〇 Eさん (譲受人) 豊原乙〇〇 Fさん

土地の所在・地目・面積は記載の通り間違いございません。

権利移転・設定の事由:(譲渡人)40年程前から譲受人が耕作管理している申請地を譲り渡す
(譲受人)40年程前から耕作管理している申請地を譲り受ける

贈与による所有権移転

取得者の経営状況は、記載の通りでございます。

総合意見: 申請地は国道4号線を白河方面に走り、道沿いのファミリーライフという会社付近を左折して北に3~4km進んだ綱子という集落の中にごございます。

今年、譲渡人の母親が亡くなり、相続の手続きをした際に隣の畑の中に一部自分名義の農地がある事が発覚致しました。昔、農地を交換したままになっていたようです。

贈与である為、このまま農地として利用されることから、好ましい申請と見て参りました。以上です。

議長 (林 武信)

調査委員の薄井久志委員、ご意見がございましたらお伺い致します。

3 (薄井 久志)

担当委員の意見に同意致します。補足説明はございません。以上です。

議長 (林 武信)

担当委員の調査報告および調査委員の意見がおわりましたので質疑に入ります。
ご質問等ございませんか。

全員 一質問なし

議長 (林 武信)

質問なしの声がありますのでお諮り致します。

「農地法第3条の規定による許可申請の3番」について、許可する事にご異議ございませんか。

全員 一異議なし

議長 (林 武信)

異議なしと認め3番、4番について許可する事に決定致します。

次に4番について担当委員の佐藤秀明委員、調査の報告をお願いします。

10 (佐藤 秀明)

議案第1号番号4についての報告を申し上げます。

(譲渡人)横岡〇〇 Gさん

(譲受人)横岡〇〇 Hさん

土地の所在・地目・面積は記載の通り間違いございません。

権利移転・設定の事由:(譲渡人)相続登記の際に移転先を錯誤していた為、後継者に譲り渡す
(譲受人)後継者として農業に従事しているので譲り受ける

贈与による所有権移転

取得者の経営状況は、記載の通りでございます。

総合意見：譲渡人のご主人が今年の春に亡くなり相続が発生した際に、住宅周囲の土地につき、宅地と農地を勘違いして相続したものです。本来、宅地は譲渡人、農地は後継者である譲受人が相続するはずでありました。錯誤の訂正であり、後継者が引き受けるという好ましい案件であると思われます。以上報告致します。

議長 (林 武信)

親子間での錯誤の調整ということで、特に調査委員の意見はございません。
担当委員の調査報告がおわりましたので質疑に入ります。
ご意見ご質問等ございますか。

全員 一質問なし

議長 (林 武信)

質問なしの声がありますのでお諮り致します。
「農地法第3条の規定による許可申請の4番」について、許可する事にご異議ございませんか。

全員 一異議なし

議長 (林 武信)

異議なしと認め4番について許可する事に決定致します。
次に5番について担当委員の和知伸子委員、調査の報告をお願いします。

2 (和知 伸子)

議案第1号番号5についての報告を申し上げます。

(譲渡人) 那須塩原市〇〇 Iさん

(譲受人) 稲沢〇〇 Jさん

土地の所在・地目・面積は記載の通り間違いございません。

権利移転・設定の事由:(譲渡人)自身では耕作しておらず、今まで耕作管理していた者が
利用をやめる為、後継者に譲り渡す
(譲受人)耕作管理している農地が隣接しており、利便性が高い申請地を
譲り受ける

売買による所有権移転:総額 ××円

取得者の経営状況は、記載の通りでございます。

総合意見：譲渡人は自身では耕作しておらず、今まで耕作管理していた近隣者が今年で利用をやめる為、新たに隣接する譲受人に譲り渡したいということです。譲受人も自作地と地続きの農地である為、非常に便利であり買い受けて規模拡大を図るという事で、農地を守る上でも好ましい申請であると見て参りました。以上です。

議長 (高久 和司)

調査委員の磯由起子委員、ご意見がございましたらお伺い致します。

1 (磯 由起子)

担当委員の意見に同意致します。補足説明はございません。以上です。

議長

(林 武信)

担当委員の調査報告および調査委員の意見がおわりましたので質疑に入ります。
ご意見ご質問等ございますか。

全員

—質問なし—

議長

(林 武信)

質問なしの声がありますのでお諮り致します。

「農地法第3条の規定による許可申請の6番」について、許可する事にご異議ございませんか。

全員

—異議なし—

議長

(林 武信)

異議なしと認め5番について許可する事に決定致します。

—議案第2号 非農地証明願について—

議長

(林 武信)

次に、議案第2号「非農地証明願」についてを議題と致します。
事務局より説明願います。

事務局

(渡邊 達也)

4頁をお開き下さい。

議案第2号につきましては、「非農地証明願について」は1番から3番の3件でございます。
よろしくご審議のほどお願い致します。

議長

(林 武信)

事務局の説明が終わりましたので、これより審議に入ります。

「非農地証明願」の1番について、担当委員の私から調査の報告を致します。

8

(林 武信)

議案第2号番号1について、調査報告を致します。

(願出人)那須塩原市〇〇 Kさん

土地の所在・地目・面積は記載の通り間違いございません。

所有者:Kさん

利用状況:20年以上前から耕作しておらず、山林化し現在に至る

総合意見： 申請地のうち高久甲〇〇(221㎡)は、農地の進入路となっており、〇〇(148㎡)は不耕作畑地となっている。申請地は、20年以上も前より不耕作となっており、居住地からも離れており、面積も小さく、他の農地に影響も無く、非農地申請に応じるもやむを得ないと考えます。以上です。

議長 (林 武信)

調査委員の薄井久志委員意見がありましたらお伺いします。

3 (薄井 久志)

担当委員の意見に同意致します。特に付け加える事はございません。以上です。

議長 (林 武信)

担当委員の調査報告及び調査委員の意見が終わりましたので質疑に入ります。ご質問等ございませんか。

全員 ―質問なし―

議長 (林 武信)

質問なしの声がございますのでお諮り致します。

「非農地証明願の1番」について、証明することにご異議ございませんか。

全員 ―異議なし―

議長 (林 武信)

異議なしと認め、証明することに決定致します。

「非農地証明願」の2番について、担当委員の人見浩委員、調査の報告をお願いします。

4 (人見 浩)

議案第2号番号2について、調査報告を致します。

(願出人)高久甲〇〇 Lさん

土地の所在・地目・面積は記載の通り間違いございません。

所有者:Lさん

利用状況:昭和56年から宅地及び進入路として利用し現在に至る

総合意見： 畑の一部を幹線道路より自宅への進入路や宅地の一部として利用して来ましたが、今回、自宅改築にあたり地目変更が必須となりました。やむを得ないと思います。

議長 (林 武信)

調査委員の磯由起子委員、ご意見がございましたらお伺い致します。

1 (磯 由起子)

担当委員の意見に同意致します。補足説明はございません。以上です。

議長 (林 武信)

担当委員の調査報告及び調査委員の意見が終わりましたので質疑に入ります。ご質問等ございませんか。

全員 —質問なし—

議長 (林 武信)

質問なしの声がございますのでお諮り致します。

「非農地証明願の2番」について、証明することにご異議ございませんか。

全員 —異議なし—

議長 (林 武信)

異議なしと認め、証明することに決定致します。

「非農地証明願」の3番について、担当委員の磯由起子委員、調査の報告をお願いします。

1 (磯 由起子)

議案第2号番号3について、調査報告を致します。

(願出人) 芦野〇〇 Mさん

土地の所在・地目・面積は記載の通り間違いございません。

所有者:Mさん

利用状況:35年前から山林及び資材置場として利用されており、現在に至る

総合意見: 申請地は黒田原駅から旧線を豊原駅に向かい矢の目トンネルを過ぎてから左折し、もと石材店跡地である〇〇部落内です。

以前、一括で非農地証明願いを申請したつもりでしたが、この地番が洩れておりました。

35年以上前から山林・資材置場として利用されており、本申請はやむを得ないと見て参りました。以上でございます。

議長 (林 武信)

調査委員の薄井久志委員、ご意見がございましたらお伺い致します。

3 (薄井 久志)

担当委員の意見に同意致します。補足説明はございません。以上です。

議長 (林 武信)

担当委員の調査報告及び調査委員の意見が終わりましたので質疑に入ります。ご質問等ございませんか。

全員 —質問なし—

議長 (林 武信)

質問なしの声がございますのでお諮り致します。

「非農地証明願の3番」について、証明することにご異議ございませんか。

全員 —異議なし—

議長 (林 武信)
異議なしと認め、証明することに決定致します。

—議案第3号 農用地利用集積計画の要請について—

議長 (林 武信)
議案第3号「農用地利用集積計画の要請について」を議題と致します。
事務局より説明願います。

事務局 (渡邊 達也)
7頁をお開き下さい。
議案第3号「農用地利用集積計画の要請」について、1番から33番の33件について一括してご説明致します。

1番

設定者:Nさん

被設定者:Oさん

土地の所在:睦家 計×筆

地目:田

面積:合計××m²

利用権の種類:貸借権

内容:田

設定期間:令和7年1月1日～令和16年12月31日

対価:現物(玄米) 総量××kg

再設定

2番

設定者:Pさん

被設定者:Oさん

土地の所在:芦野 計×筆

地目:田

面積:合計××m²

利用権の種類:賃借権

内容:田

設定期間:令和7年1月1日～令和11年12月31日

対価:現物(玄米) 総量××kg

再設定

3番

設定者:Qさん

被設定者:Rさん
土地の所在:富岡 計×筆
地目:田
面積:合計××m²
利用権の種類:貸借権
内容:田
設定期間:令和7年1月1日～令和11年12月31日
対価:現物(玄米) 総量××kg
再設定

4番
設定者:Sさん
被設定者:Oさん
土地の所在:寄居 計×筆
地目:田
面積:合計××m²
利用権の種類:貸借権
内容:田
設定期間:令和7年1月1日～令和16年12月31日
対価:現物(玄米) 総量××kg
新規設定

5番
設定者:Tさん、Uさん
被設定者:Vさん
土地の所在:大島、豊原丙 計×筆
地目:畑
面積:合計××m²
利用権の種類:貸借権
内容:飼料畑
設定期間:令和7年1月1日～令和11年12月31日
対価:現金 ××円(総額) 10アール当たり××円
再設定

6番
設定者:Wさん、Xさん
被設定者:Vさん
土地の所在:大島 計×筆
地目:畑
面積:合計××m²
利用権の種類:貸借権
内容:飼料畑

設定期間:令和7年1月1日～令和11年12月31日
対価:現金 ××円(総額) 10アール当たり××円
再設定

7番

設定者:Yさん
被設定者:Vさん
土地の所在:大島

地目:畑

面積:××m²

利用権の種類:貸借権

内容:飼料畑

設定期間:令和7年1月1日～令和11年12月31日
対価:現金 ××円(総額) 10アール当たり××円
再設定

8番

設定者:Zさん
被設定者:Vさん
土地の所在:大島 計×筆

地目:畑

面積:合計××m²

利用権の種類:貸借権

内容:飼料畑

設定期間:令和7年1月1日～令和11年12月31日
対価:現金 ××円(総額) 10アール当たり××円
再設定

9番

設定者:aさん
被設定者:Vさん
土地の所在:大島、豊原丙 合計×筆

地目:畑

面積:合計××m²

利用権の種類:貸借権

内容:飼料畑

設定期間:令和7年1月1日～令和11年12月31日
対価:現金 ××円(総額) 10アール当たり××円
再設定

10番

設定者:bさん

被設定者:cさん
土地の所在:高久甲 計×筆
地目:畑、田
面積:合計××m²
利用権の種類:貸借権
内容:田、普通畑
設定期間:令和7年1月1日～令和16年12月31日
対価:現金 ××円(総額)
再設定

11番
設定者:dさん
被設定者:cさん
土地の所在:高久甲
地目:田
面積:××m²
利用権の種類:貸借権
内容:田
設定期間:令和7年1月1日～令和16年12月31日
対価:現金 ××円(総額) 10アール当たり××円
再設定

12番
設定者:eさん
被設定者:有限会社 f
土地の所在:高久甲
地目:畑
面積:××m²
利用権の種類:貸借権
内容:飼料畑
設定期間:令和7年1月1日～令和16年12月31日
対価:現金 ××円(総額) 10アール当たり××円
再設定

13番
設定者:gさん
被設定者:hさん
土地の所在:高久乙 合計×筆
地目:田
面積:合計××m²
利用権の種類:貸借権
内容:田

設定期間:令和7年1月1日～令和11年12月31日
対価:現金 ××円(総額) 10アール当たり××円
再設定

14番

設定者:iさん

被設定者:jさん

土地の所在:伊王野 計×筆

地目:田

面積:××m²

利用権の種類:貸借権

内容:田

設定期間:令和7年1月1日～令和16年12月31日

対価:現物(玄米) 総量××kg

再設定

15番

設定者:kさん

被設定者:Oさん

土地の所在:芦野、富岡 合計×筆

地目:田

面積:合計××m²

利用権の種類:貸借権

内容:田

設定期間:令和7年1月1日～令和16年12月31日

対価:現物(玄米) 総量××kg

新規設定

16番

設定者:lさん

被設定者:Oさん

土地の所在:芦野、横岡 計×筆

地目:田

面積:合計××m²

利用権の種類:貸借権

内容:田

設定期間:令和7年1月1日～令和16年12月31日

対価:現物(玄米) 総量××kg

新規設定

17番

設定者:mさん

被設定者:hさん
土地の所在:寺子乙
地目:田
面積: $\times \times \text{m}^2$
利用権の種類:貸借権
内容:田
設定期間:令和7年1月1日～令和11年12月31日
対価:現物(玄米) 総量 $\times \times \text{kg}$
再設定

18番
設定者:oさん
被設定者:hさん
土地の所在:富岡 計 $\times$ 筆
地目:田
面積:合計 $\times \times \text{m}^2$
利用権の種類:貸借権
内容:田
設定期間:令和7年1月1日～令和11年12月31日
対価:現物(玄米) 総量 $\times \times \text{kg}$
再設定

19番
設定者:pさん
被設定者:qさん
土地の所在:高久丙 合計 $\times \times$ 筆
地目:畑
面積:合計 $\times \times \text{m}^2$
利用権の種類:貸借権
内容:普通畑
設定期間:令和7年1月1日～令和16年12月31日
対価:現金 $\times \times$ 円(総額) 10アール当たり $\times \times$ 円
再設定

20番
設定者:rさん
被設定者:qさん
土地の所在:高久丙 計 $\times$ 筆
地目:田、畑
面積:合計 $\times \times \text{m}^2$
利用権の種類:貸借権
内容:田、普通畑

設定期間:令和6年10月1日～令和16年9月30日
対価:現金 ××円(総額) 10アール当たり××円
再設定

21番

設定者:sさん

被設定者:tさん

土地の所在:沼野井 合計×筆

地目:田

面積:合計××m²

利用権の種類:貸借権

内容:田

設定期間:令和7年1月1日～令和11年12月31日

対価:現物(玄米) 総量××kg

再設定

22番

設定者:uさん

被設定者:vさん

土地の所在:寺子丙 計××筆

地目:田

面積:合計××m²

利用権の種類:貸借権

内容:田

設定期間:令和6年10月1日～令和16年9月30日

対価:現物(玄米) 総量××kg

新規設定

23番

設定者:wさん

被設定者:vさん

土地の所在:寺子丙

地目:田

面積:××m²

利用権の種類:貸借権

内容:田

設定期間:令和7年1月1日～令和16年12月31日

対価:現物(玄米) 総量××kg

新規設定

24番

設定者:xさん

被設定者:yさん
土地の所在:高久甲 計×筆
地目:田
面積:合計××m²
利用権の種類:貸借権
内容:田
設定期間:令和7年1月1日～令和11年12月31日
対価:現物(玄米) 総量××kg
再設定

25番
設定者:zさん
被設定者:㉔さん
土地の所在:伊王野
地目:田
面積:××m²
利用権の種類:貸借権
内容:田
設定期間:令和7年1月1日～令和16年12月31日
対価:現物(玄米) 総量××kg
再設定

26番
設定者:㉕さん
被設定者:㉖さん
土地の所在:豊原丙 計×筆
地目:田
面積:合計××m²
利用権の種類:貸借権
内容:田
設定期間:令和7年1月1日～令和13年12月31日
対価:現物(玄米) 総量××kg
新規設定

27番
設定者:㉗さん
被設定者:㉘さん
土地の所在:寺子乙
地目:田
面積:××m²
利用権の種類:貸借権
内容:田

設定期間:令和7年1月1日～令和11年12月31日
対価:現金 ××円(総額) 10アール当たり××円
再設定

28番

設定者:㊦さん

被設定者:㊧さん

土地の所在:寺子乙 合計×筆

地目:田

面積:合計××m²

利用権の種類:貸借権

内容:田

設定期間:令和7年1月1日～令和16年12月31日

対価:現物(玄米) 総量××kg

再設定

29番

設定者:㊨さん

被設定者:㊩有限会社

土地の所在:高久甲 計×筆

地目:畑、田

面積:合計××m²

利用権の種類:貸借権

内容:田、普通畑

設定期間:令和7年1月1日～令和16年12月31日

対価:現金 ××円(総額) 10アール当たり××円

再設定

30番

設定者:㊪さん

被設定者:㊫さん

土地の所在:寄居

地目:田

面積:合計××m²

利用権の種類:貸借権

内容:田

設定期間:令和7年1月1日～令和11年12月31日

対価:現物(玄米) 総量××kg

新規設定

31番

設定者:㊦さん
被設定者:㊭さん
土地の所在:漆塚 合計×筆
地目:畑、田
面積:合計 ××m²
利用権の種類:貸借権
内容:田、普通畑
設定期間:令和7年1月1日～令和11年12月31日
対価:現物(玄米) 総量××kg
新規設定

32番
設定者:㊮さん
被設定者:㊯さん
土地の所在:寺子乙 計×筆
地目:田
面積:合計××m²
利用権の種類:貸借権
内容:田
設定期間:令和7年1月1日～令和11年12月31日
対価:現物(玄米) 総量××kg
新規設定

33番
設定者:栃木県㊰公社 理事長㊱さん
被設定者:㊲さん
土地の所在:芦野 計×筆
地目:畑
面積:合計××m²
利用権の種類:所有権
内容:普通畑
所有権移転の時期:令和7年1月10日
対価:××円

以上ご報告致します。
よろしくご審議の程お願い致します。

議長 (林 武信)
事務局からの説明が終わりましたので、質疑に入ります。
ご質問等ございませんか。

全員 ―質問なし―

議長	(林 武信) 質問なしの声がございますのでお諮り致します。 「農用地利用集積計画の要請について」1畝から33畝を要請することにご異議ございませんか。
全員	—異議なし—
議長	(林 武信) 異議なしと認め、要請する事に決定致します。 これをもちまして全議案の審議が終了致しましたので、令和6年度第9回農業委員会総会を閉会いたします。